

## 障害者基本法（昭和45年法律第84号）（抄）

（障害者基本計画等）

- 第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3～4 （略）
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第4項及び第7項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

（都道府県等における合議制の機関）

- 第36条 都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。
- 一 都道府県障害者計画に関し、第11条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4～5 （略）

## 熊本県障害者施策推進審議会条例（昭和 48 年熊本県条例第 15 号）（抄）

### （趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 3 項の規定に基づき、熊本県障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

第 2 条 審議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

### （任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### （会長）

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### （会議）

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### （庶務）

第 6 条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

### （雑則）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 5 情報アクセシビリティ

### 【施策の方向性】

障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。

意思疎通支援を行う人材の養成やヘルプカードの普及、手話言語条例の制定等により、障がいのある人が意思表示やコミュニケーションを円滑に行うことができるよう支援します。

### （１）情報バリアフリー

#### 分かりやすい広報の推進

県広報紙の点字版・録音版作成や、県政広報テレビ番組への字幕挿入、知事会見への手話通訳の導入など、障がい者に配慮した分かりやすい広報を推進します。

また、県のホームページについては、音声読み上げソフトへの対応や、文字の読みやすさ、操作のしやすさなど、障がい者が利用しやすい工夫をします。

#### 障がい特性に応じた情報の提供

点字図書館において、コンピュータネットワークを活用した点字による新聞情報等の即時提供を行うとともに、県立図書館とも連携し、視覚障がい者の情報取得を支援します。

また、聴覚障がい者情報提供センターにおいて、手話字幕付きビデオによる生活情報、ニュースの提供や情報誌の発行等をはじめ、字幕入りDVD等の制作や貸出を行い、聴覚障がい者の情報取得を支援します。

#### 災害時における情報伝達体制の整備

災害時において視覚・聴覚障がい者へ正確な情報を伝達するため、知事記者会見や知事メッセージに、手話通訳を導入するとともに、音声や手話入りの会見等の動画を速やかにホームページに掲載するなど、障がい特性に配慮した情報発信を推進します。

また、障がい者への避難情報等の伝達のため、「防災情報くまもと」を活用した市町村による迅速・的確な情報発信を支援します。

## （２）意思疎通支援

### 意思疎通支援を行う人材の養成・確保

視覚、聴覚、言語障がい者の意思疎通支援のため、以下のとおり取り組みます。

視覚障がい者のコミュニケーション支援を行う点訳奉仕員及び朗読奉仕員等の養成

聴覚障がい者のコミュニケーション支援を行う手話通訳者及び要約筆記者の養成

盲ろう者のコミュニケーション支援を行う通訳・介助員の養成

失語症者向けの意思疎通支援者の養成

音声機能障がい者の発声訓練に携わる音声機能障がい発声訓練指導者の養成

### 意思疎通支援の推進

地域における障がい者の意思疎通支援を推進するため、以下のとおり取り組みます。

手話通訳者や要約筆記者の派遣が円滑に行われるようコーディネーターによる支援を行います。

障がいに応じた情報の取得や円滑なコミュニケーションを図るための視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用活字文書読上げ装置等の購入を支援します。

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童に対する補聴器購入助成を支援します。

内部障がい者、難病患者、発達障がい者など、援助や配慮を必要としている障がい者等が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプカードの普及・啓発を行います。

手話言語に関する条例を制定し、県、県民、事業者、市町村等が一体となって「言語としての手話の認識の普及」「手話通訳を行う人材の育成」及び「手話を習得する機会の確保」等を総合的かつ計画的に推進します。

### 情報通信技術等の活用促進

円滑なコミュニケーションを図るための情報通信機器（スマートフォン、タブレット端末等）などの操作方法の研修や情報提供等を通して活用を支援します。

また、聴覚障がい者の方がタブレット等情報通信機器を使って遠隔手話通訳等を利用できるように、遠隔手話通訳サービスの体制強化を行います。